

事業者の方へ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 伊達市上下水道料金の減免について

概要

新型コロナウイルス感染症拡大により、収入が急激に減少した事業者の方の水道料金・下水道使用料の**基本料金を免除**します。

※**超過料金分は減免対象外となります**

減免内容

用途が「**家事用以外**」の水道料金の基本料金（10^m³まで）と下水道使用料の基本料金（8^m³まで）を**申請受理後の翌月から3ヵ月間免除**します。

減免要件

次の①②の両方の要件を満たす方

①次のいずれかの給付金の交付決定を受けている方

- ・緊急つなぎ給付金
- ・伊達市がんばる事業者応援金
- ・持続化給付金

②水道の用途が「**家事用以外**」であること

※井戸水で下水道を使用している事業者も対象となります

※用途は検針票「上下水道使用量等のお知らせ」左上に記載されています

申請方法

申請書と添付書類を
申請先へ郵送

申請期間

令和2年6月15日から
令和2年**9月30日**まで

提出書類

- ・**減免申請書**
- ・次のいずれかの給付金の**決定通知書の写し**
「緊急つなぎ給付金」「伊達市がんばる事業者応援金」
「持続化給付金」

減免例

水道を20^m³使用した場合（1ヵ月分の料金：口径13～25mm）

	水道料		下水道料		合計
20 ^m ³	(総額) : 3,850円	+	4,856円	=	8,706円
基本料金	(免除額) : 2,200円	+	1,870円	=	4,070円
差	(請求額) : 1,650円	+	2,986円	=	4,636円

申請先

〒052-0024
伊達市鹿島町20番地1
伊達市役所
建設部水道課料金係
TEL 0142-82-3297
FAX 0142-21-2170
Mail suido@city.date.
hokkaido.jp

《切り取って宛名シートとしてご活用ください》

〒052-0024
伊達市鹿島町20番地1

伊達市 建設部 水道課 料金係 行